

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
1	集落自治振興交付金	集落自治振興に係る交付金で、対象経費等については制限がなく、申請行為等も不要	[均等割] 50世帯以下144,000円 51世帯以上10世帯ごとに8,000円を加算 [世帯割] 1世帯当たり2,000円		集落自治振興交付金交付要綱	総務課
2	変更 集会所整備事業補助金	集落が管理運営している集会所の施設整備(修繕、備品購入を含む。)に要する経費	5万円以上500万円以下の範囲で、増改築及び修繕に要する経費の7/10以内 備品の購入に要する経費の5/10以内 ただし、机38,000円/台、椅子9,000円/脚を事業費の上限とする。	集落が実施主体となるため、町からの補助を差し引いた残額分	集会所整備事業補助金交付要綱	総務課
3	防犯灯整備事業補助金	集落が管理する防犯灯の新設に係る経費	新設及び更新に要する経費の7/10以内	集落が実施主体となるため、町からの補助を差し引いた残額分	防犯灯整備事業補助金交付要綱	総務課
4	地区集会所整備事業	集落が管理する集会所の新築に係る経費	受益戸数から算出した基準事業費の95/100以内		地区集会所整備事業実施要綱	総務課
5	集落活動サポート事業交付金	人手不足で集落活動が困難な集落のサポートを行った集落	次のとおり算定し①と②の合計額を集落に交付(サポーターへは相応分を交付) ①サポーターの数による算定 ・1人の場合:5,000円 ・2~5人の場合:1人毎に2,000円を増額 ・6人以上:15,000円 ②活動時間数による算定 ・1,500円/時間 ①はサポートを行った集落へ交付→自治振興のために利活用 ②は集落を通し、サポーターへ支給		集落活動サポート事業交付金交付要綱	総務課
6	新規 南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金	4月1日時点にて65歳以下の町内在住勤務者に高速道路利用1回につき50円補助。 補助対象高速道路区間は、居住地最寄りICから勤務地最寄りICまでとする。ただし、勤務地最寄りICは、福井IC以北、木之本IC以南、若狭美浜IC以西とする。	・50円/回 月限度額2,000円 年度限度額24,000円		遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金交付要綱	総務課
7	チャイルドシート購入費補助金	町内に住所を有する者が町内に住所を有する6歳未満の乳幼児のために購入したチャイルドシート購入費(町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	1/2 補助限度額 8,000円/台 (乳幼児1人につき1台)		チャイルドシート購入費補助金交付要綱	総務課 防災安全室
8	運転免許自主返納支援事業	平成23年度以降、自主的に有効期間内の全ての運転免許を返納した65歳以上の町民	・住民利用バスの無料乗車券交付(無期限) ・タクシー利用券を交付(毎年15,000円、10年間交付)		運転免許自主返納支援事業実施要綱	総務課 防災安全室

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局																										
9	新規 高齢運転者 支援事業補 助金	町内に住所を有する満65歳以上の者で、 ドライブレコーダーを自家用自動車に設 置(後付け)した場合の経費 ※補助対象車両の自動車検証に記載 された使用者である者に限る。 ※自動車購入時に設置した場合も 含める。	1人当たり補助対象経 費の1/2、上限25,000円		高齢運転者支援 事業補助金交付 要綱	総務課 防災安 全室																										
10	災害見舞金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">火災等</td> <td>全焼・全壊(70%以上)</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>半焼・半壊 (50%以上)</td> <td style="text-align: right;">90,000円</td> </tr> <tr> <td>(30%以上)</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td>(20%以上)</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">一部焼・一部壊</td> <td>(10%以上)</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>(5%以上)</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>(5%未満)</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>自然災害 (風水害) (地震等)</td> <td>全壊・流出(70%以上)</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">一部壊 損害額</td> <td>100万円超え</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円～100万円以下</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水(全床面の50%以上)</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table>	火災等	全焼・全壊(70%以上)	100,000円	半焼・半壊 (50%以上)	90,000円	(30%以上)	70,000円	(20%以上)	50,000円	一部焼・一部壊	(10%以上)	30,000円	(5%以上)	20,000円	(5%未満)	5,000円	自然災害 (風水害) (地震等)	全壊・流出(70%以上)	70,000円	一部壊 損害額	100万円超え	30,000円	20万円～100万円以下	10,000円	床上浸水(全床面の50%以上)	30,000円	10/10 (左記の額)		災害見舞金等の 支給要綱	総務課 防災安 全室
火災等	全焼・全壊(70%以上)	100,000円																														
	半焼・半壊 (50%以上)	90,000円																														
	(30%以上)	70,000円																														
	(20%以上)	50,000円																														
一部焼・一部壊	(10%以上)	30,000円																														
	(5%以上)	20,000円																														
	(5%未満)	5,000円																														
	自然災害 (風水害) (地震等)	全壊・流出(70%以上)	70,000円																													
一部壊 損害額	100万円超え	30,000円																														
	20万円～100万円以下	10,000円																														
	床上浸水(全床面の50%以上)	30,000円																														
	11	自警消防施 設等整備事 業補助金	補助対象事業 ・消防用ホース ・ホース格納箱 ・管そう ・ノズル(噴霧) ・振鈴 ・消火栓ハンドル ・ヘルメット ・パイプラインアタッチメント 基準額は事業費の範囲内 上記事業は補助割合2/3 ・小型動力ポンプ格納庫 基準額1棟150万円以内 補助割合2/3 ・小型動力ポンプ 基準額は事業費の範囲内 補助割合10/10	左記のとおり	1/3 ただし小型動 力ポンプにつ いては負担無 し	南越消防組合補 助金交付規程	南越消 防組合 南消防 署 TEL45- 0119																									
12	自主防災組 織で安全安 心な集落づく り補助金	【補助対象経費】 (1)防災研修会実施事業 補助対象…講師謝礼、茶代 (2)防災マップ作成事業 補助対象…筆記用具等消耗品 (3)防災訓練実施事業 補助対象…炊出し材料費、印刷代、 消耗品、保険料等 (4)一時集合場所備蓄品整備事業 補助対象…水、非常食等 (5)集落内定期警戒・点検事業 補助対象…防災服、防寒着、長靴、 懐中電灯等 (6)防災資機材整備事業(継続) 補助対象…毛布、ハンドマイク、ス コップ、一輪車、発電機等 【補助事業者】 町内集落単位で結成された自主防災組 織	(1)補助対象経費の 9/10、事業費30,000円 以内 (2)補助対象経費の 9/10、事業費30,000円 以内 (3)補助対象経費の 9/10、事業費150,000円 以内 (4)補助対象経費の 9/10、事業費60,000円 以内 (5)補助対象経費の 9/10、事業費60,000円 以内 (6)補助対象経費の 2/3、事業費600,000円 以内	・(1)～(5)の 事業について は対象経費の 1/10 ・(6)の事業に ついては対象 経費の1/3 ・助成限度額 を超過した額	自主防災組織で 安全安心な集落 づくり補助金交付 要綱	総務課 防災安 全室																										

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局								
13	空き家等解体及び撤去事業補助金	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の解体及び撤去に要した費用 <p>【補助対象空き家等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも該当するもの ①個人が所有するもの ②公共事業等の補償の対象となっていないこと。 ③南越前町空き家等対策推進協議会において、「特定空き家」に認定された空き家等 <p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税等を滞納していない者で、次のいずれかに該当するもの ①町内に存する空き家等の所有者 ②①の所有者から空き家等の解体及び撤去について委任を受けた者 	<p>補助対象経費の1/3 (限度額 500,000円)</p> <p>また、当該空き家が次のいずれかに該当する場合、500,000円を限度に加算する。(ただし、補助金の総額は事業費の2/3以内)</p> <p>(1) 構造が木造以外 (2) 延べ床面積200㎡以上 (3) 敷地が狭隘道路沿い又は未接道であるもの (4) 文化財保護法で定めた伝統的建造物群保存地区、自然公園法で指定された自然公園の区域等 (5) 除却後、翌年度までの建て替え、敷地の売却又は自治会等の活用などの跡地利用</p>	助成限度額を超過した額	空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱	総務課 防災安全室								
14	コミュニティ助成事業補助金	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する費用 ①一般コミュニティ助成事業 ②コミュニティセンター助成事業 ③地域防災組織育成助成事業 ④青少年健全育成助成事業 ⑤地域づくり助成事業 ⑥地域の芸術環境づくり助成事業 ⑦地域国際推進助成事業 <p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が認める組織 	<p>①補助対象経費の10/10 (限度額100万円～250万円まで)</p> <p>②補助対象経費の3/5 (限度額1,500万円まで)</p> <p>③補助対象経費の10/10 (限度額30万円～200万円まで)</p> <p>④補助対象経費の10/10 (限度額30万円～100万円まで)</p> <p>⑤補助対象経費の10/10 (限度額1,000万円までただしソフト事業の場合は200万円まで)</p> <p>⑥補助対象経費の10/10 (限度額500万円まで)</p> <p>⑦補助対象経費の10/10 (限度額200万円まで)</p>	助成限度額を超過した額	コミュニティ助成事業補助金交付要綱	総務課 防災安全室								
15	生活路線バス利用促進事業補助金	王子保河野海岸線運行バスの利用促進を図るための乗車者に対する運賃補助		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>具谷</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>鎌長島 JR王子保駅</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>越前武生駅</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区間	運賃	具谷	100円	鎌長島 JR王子保駅	200円	越前武生駅	300円	生活路線バス利用促進事業実施要綱	観光まちづくり課
区間	運賃													
具谷	100円													
鎌長島 JR王子保駅	200円													
越前武生駅	300円													
16	福井鉄道(株)学生学期定期券購入補助	福井鉄道(株)が販売する学生専用定期券『キャンパス』の対象学生	キャンパス4種類(580・790・1000・フリー)を割引価格で購入できる。割引率は定期種類や学期区分によって異なる。	補助残	あらかじめ河野事務所で証明書の発行を受けてから定期券を購入	観光まちづくり課								

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
17	変更 流動創生事業補助金	地域活動支援事業 【対象者】 地域団体等、事業者 【対象事業経費】 対象者が行う活動に移住検討者を活用する場合に支払う活動報酬	1人につき、1時間当たりの単価は福井県最低賃金で算出した賃金総額の1/2以内 (月額30,000円)	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	流動創生事業補助金交付要綱	観光まちづくり課
		雇用支援事業 【対象者】 事業者(町税の滞納がある場合は補助対象としない。) 【対象事業経費】 対象者が町内で移住者を雇用する場合に支払う賃金	1人につき、1時間当たりの単価は福井県最低賃金で算出した賃金総額の1/3以内 ただし、雇用1年未満の期間に限る。	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額		
18	変更 福井ケーブルテレビ利用料金の助成	福井ケーブルテレビが提供する南えちぜんコース加入者のうちいずれかに該当するもの 【助成対象】 ①生活保護法による被保護世帯 ②満70歳以上の独居高齢者世帯で住民税が非課税の世帯 ③各集落が管理している集会所又は区民センター等	南えちぜんコースの利用料金の額は、月額1,000円(税別)とする。		情報通信利用環境整備推進事業に伴う利用料金の助成に関する取扱要綱	観光まちづくり課
19	温泉施設入館料の割引	町民が、町内の温泉施設(そまやま、やすらぎ、ゆうばえ、サイクリングターミナル、きらめき)に入館する際の入館料	個人負担を均一大人300円、小人150円とする。		山海里温泉入館料割引事業実施要綱	観光まちづくり課
20	ダイビングパーク使用料の割引	町内に住所を有する者に対する割引	施設使用料1,080円 BBQ広場利用料540円(1/2)		南越前ダイビングパーク使用料等割引実施要領	観光まちづくり課
21	文化・スポーツ合宿誘致補助金	県内外の高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生で構成する運動系及び文化系の団体で、文化・スポーツ技術向上、選抜選手による強化を目的とする合宿を行った場合に宿泊料を助成する。 県外合宿団体が合宿の実施期間中に県内の観光施設見学、体験学習、地元団体と合同で行う取組み又は地域住民との交流をした場合に地域交流活動費を助成する。	【県内合宿団体】 宿泊延べ人数×500円 【県外合宿団体】 10人泊～20人泊未満 宿泊延べ人数×500円 20人泊以上 宿泊延べ人数×1,000円 地域交流活動人数×250円 限度額20万円 町内の対象宿泊施設に宿泊した場合に限る。		文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱	観光まちづくり課
22	中小企業経営安定資金利子補給事業補助金	南越前町中小企業経営安定資金の融資を受けた場合に、支払った利子額(利子補給期間は、5年間)	設備資金80% 運転資金50%		中小企業経営安定資金利子補給要綱 中小企業経営安定資金の融資金額は、50万円～500万円	観光まちづくり課
23	企業設備近代化資金利子補給事業補助金	製造、建設、小売、サービスを業とする者が、店舗の新築・増改築または機械器具の購入・入替のために、商工会を經由し、政府系金融機関及び県の制度融資並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた場合に、支払った利子額(利子補給期間は、5年間)	80%		設備近代化資金利子補給要綱	観光まちづくり課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
24	小売商業設備近代化資金利子補給事業補助金	小規模事業者(従業員5人以下の小売又はサービス業)が、店舗の新築・増改築または機械器具の購入・入替のために、商工会を經由し、政府系金融機関及び県の制度融資並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた場合に、支払った利子額 (利子補給期間は、5年間)	80%		小売商業設備近代化資金利子補給要綱	観光まちづくり課
25	空き工場等活用助成金	町内の空き工場等を、売買により取得又は賃借して活用する事業者に助成 対象業種: 製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場型農業、その他住民福祉向上又は商工業振興上必要と認める事業 ・延床面積 200㎡以上 ・新規雇用者5人以上かつ町内居住者1/2以上 ・操業開始後10年以上継続 ・取得又は賃借後1年以内の操業	(Ⅰ)取得 売買契約額×(30~80%) 交付限度額 5,000万円 (Ⅱ)賃借 賃借料×50% 交付限度額 月額20万円(60か月)		空き工場等活用助成金交付要綱	観光まちづくり課
26	福井ふるさと百景を活かした景観づくり推進事業補助金	【対象経費】 ①街並みを活かした花植え、夜間景観の演出又は集落内を流れる水路の復元等の実践活動(経常的な維持管理を除く。) ②百景選定地や景観づくり活動等の広報 ③①に規定する活動のための勉強会の開催等 ④その他町長が認める活動 【対象者】 集落、自治会又は民間非営利組織であって、百景選定地において活動する団体	交付限度額: 1団体あたり年20万円以内 交付期間:2年	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	福井ふるさと百景を活かした景観づくり推進事業補助金交付要綱	観光まちづくり課
27	南越前町今庄宿地区町並み保存推進事業	【対象経費】 ①町並み保存への意思統一に向けた地区住民向けの会議、講演会、視察研修の実施に要する専門家の招へいに係る旅費・報償費・借上げ料等(年に数回) ②今庄宿の景観整備の全体的調整に要する材料費等 ③活動広報誌の発行に要する印刷費等(年に数回) ④その他町長が必要と認めるもの ただし、飲食費や経常的な維持管理に係る経費および事業での使用頻度が低く、事業目的以外での使用が主に見込まれるものは対象としない。 【対象者】 町が認定する今庄宿地区内の地元住民が組織する団体または法人	交付限度額: 1団体あたり年30万円以内	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	今庄宿地区町並み保存推進事業交付要綱	観光まちづくり課
28	南越前町熱意ある創業者支援事業	【対象経費】 ①店舗の新築・改築または増築のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費 ②店舗運営に必要な不可欠な備品の購入 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者で創業1年未満の者 ほか	(1)女性または40歳未満 補助率: 2/3以内 限度額: 1,500,000円 (2)(1)以外 補助率: 2/3以内 限度額: 1,000,000円	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	熱意ある創業者支援事業補助金交付要綱	観光まちづくり課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
29	南越前町日本遺産活用促進事業補助金	【対象経費】 地域活性化活動に要する材料費・リース料、専門家の招聘に係る旅費、報償費等の諸経費 【対象者】 町内の日本遺産構成文化財を保存・活用し地域活性化活動に取り組む地域団体	交付限度額 1団体あたり年20万円以内 交付期間:2年以内		日本遺産活用促進事業補助金交付要綱	観光まちづくり課
30	新規 南越前町新商品開発支援事業補助金	【対象経費】 ①新商品の試作品製作に要する経費 ②新商品開発にかかる調査・検討に要する経費 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 福井県内に事業所等を有する、企業者、法人事業者及び個人事業者で、当該補助事業により製作された試作品を商品として販売する意思がある者	補助対象経費を合算した額の1/2以内とし、1商品につき限度額250,000円	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	新商品開発支援事業補助金交付要綱	観光まちづくり課
31	子ども医療費助成金	18歳までの子の保険給付自己負担金を助成(窓口無料)	10/10		子ども医療費の助成に関する条例	町民 税務課
32	人間ドック助成金	国民健康保険被保険者で30歳以上の者 後期高齢者医療被保険者(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は助成対象としない。)	25,000円		国民健康保険人間ドック助成事業実施要綱 後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱	町民 税務課
33	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したとき。	404,000円 (16,000円の加算あり)		国民健康保険条例	町民 税務課
34	葬祭費	国民健康保険被保険者が死亡したとき。	50,000円		国民健康保険条例	町民 税務課
35	母子家庭等医療費助成金	母子家庭の母及び20歳未満の子、ひとり暮らしの寡婦の保険給付自己負担金を助成 そのうち、18歳までの子の保険給付自己負担金は窓口無料 ※所得制限有り	10/10		母子家庭等医療費の助成に関する条例	町民 税務課
36	父子家庭等医療費助成金	父子家庭の父及び20歳未満の子の保険給付自己負担金を助成 そのうち、18歳までの子の保険給付自己負担金は窓口無料 ※所得制限有り	10/10		母子家庭等医療費の助成に関する条例	町民 税務課
37	重度障害者(児)医療費助成金	次の者の保険給付自己負担金を助成 ・身障者手帳 1級、2級、3級 ・療育手帳A1、A2、B1、B2の一部 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級かつ自立支援医療受給者証 そのうち、18歳までの子の保険給付自己負担金は窓口無料 ※所得制限有り	10/10		重度障害者(児)医療費の助成に関する条例	町民 税務課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
38	重度身体障害者住宅改造助成事業	在宅の重度身体障害者が日常生活での利便性向上を図るため、住宅を改造する場合、その一部を助成	8/10 補助限度額 600,000円又は800,000円		重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱	保健福祉課
39	知的障害児(者)施設等通所、通勤及び通学交通費助成事業	在宅の知的障害児(者)が、特別支援学校や各事業所等へ通勤通学等する場合、通勤通学等に要する経費を助成	1/2		知的障害児(者)施設等通所、通勤及び通学交通費助成事業実施要綱	保健福祉課
40	福祉タクシー利用料金助成事業	重度障害者が日常生活において、タクシーを利用する際にその料金の一部を助成 ・身障者手帳 1級、2級 ・療育手帳A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	障害者1人につき乗車券(初乗り運賃分)を月2枚交付 交付限度 24枚/年		福祉タクシー利用料金助成事業要綱	保健福祉課
41	心身障害者(児)紙おむつ支給事業	紙おむつを必要とする障害者(児)又はその介護者に対して、紙おむつ購入費の一部を助成	2/3 補助対象限度額 6,500円/月		心身障害者(児)紙おむつ支給事業実施要綱	保健福祉課
42	母子家庭等高校通学費補助金	母子家庭等児童の高校通学費の一部を助成	1/2		母子家庭等世帯の児童高校通学費助成事業実施要綱	保健福祉課
43	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の衛生管理のため、布団類の丸洗いを年2回実施 65歳以上の高齢者で ・ひとり暮らしで援護が必要な者 ・要介護4又は5で寝たきりの者 ・80歳以上の高齢者のみ世帯で要介護1以上の者 ・身障者手帳1級の者 ・療育手帳A1の者	掛布団/敷布団/毛布 各1枚まで	掛布団 100円 敷布団 100円 毛布 50円 (上記1枚単価)	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱	保健福祉課
44	変更 外出支援サービス事業	人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院まで車で送迎(移動手段のない者に限る。) ・透析を受けている概ね65歳以上の者が あって、一般の交通機関を利用することが困難な者 ・透析を受けており下肢が不自由な60歳以上の者 ・障害の機能回復のために定期通院する両下肢、体幹又は移動機能の障害が1～2級の身障者手帳を有する者	無料	無料	外出支援サービス事業実施要綱	保健福祉課
45	軽度生活援助事業(雪下ろし・除雪)	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、除雪等に支援金を支給 住民税非課税世帯で町内及び隣接市町に1親等親族が住んでいないなど真に除雪等が困難と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者	作業員1時間当たり 1世帯2,000円 ただし限度額 12,000円/年	限度額を超過した経費	軽度生活援助事業(雪下ろし、除雪)実施要綱	保健福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
46	高齢者等住宅通路除雪支援事業(住宅通路除雪)	冬期間、高齢者等の安心できる在宅生活を支援するため、住宅通路除雪等に支援金を支給 住民税非課税世帯で町内及び隣接市町に1親等親族が住んでいないなど真に除雪等が困難と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者	作業員1時間当たり1世帯1,200円 ただし限度額12,000円/年	限度額を超過した経費	高齢者等住宅通路除雪支援事業実施要綱	保健福祉課
47	変更 家族介護継続事業	要支援1～2、要介護1～5の在宅高齢者に対して紙おむつ等の介護用品を支給	町民税課税世帯1/2 非課税世帯10/10 (補助対象限度額4,000円/月)	補助金を控除した額 ※町民税非課税世帯は自己負担なし	家族介護継続事業実施要綱	保健福祉課
48	食の自立支援事業(配食サービス)	心身の障害及び傷病等により調理が困難な高齢者に対し、食生活援助と安否確認を目的に弁当を毎月1回居宅に配食 ・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で援護が必要な者 ・80歳以上高齢者のみ世帯で援護が必要な者	1食/月	200円/1食	食の自立支援事業実施要綱	保健福祉課
49	ウォーターランド南条入館優待事業	高齢者がウォーターランド南条を利用する場合、月4回を限度として入館料を250円助成する。 また、障害手帳所持者が利用する場合は入館料無料 ・利用日現在、満65歳以上の高齢者 ・身障者手帳又は療育手帳所持者	・高齢者(65歳以上)250円/1回 ・障害者全額	・65歳以上正規料金から250円を除いた額 ・障害者無料	ウォーターランド南条入館優待事業実施要綱	保健福祉課
50	住まい環境整備支援事業	在宅で生活する要介護認定を受けた方のうち ①要介護度3～5の方 ②認知症や障害により在宅生活が困難な要介護1～2の方	対象経費の9・8・7割 助成限度額80万円	・対象経費の1・2・3割 ・助成限度額を超過した額	住まい環境整備支援事業実施要綱	保健福祉課
51	自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者が社会参加のため、運転免許を取得する場合、教習費の一部及び自動車の改造に要する費用を助成する。	教習費の2/3以内 補助限度額100,000円 10/10 補助限度額100,000円		障害者運転免許取得費助成事業実施要綱 重度身体障害者自動車改造助成事業実施要綱	保健福祉課
52	子育て支援金	満18歳まで、町内に住所を有し、居住する子どもを養育する者に支援する。 (町税の滞納がある場合は支給額の全部または一部を支給しない。)	第1・第2子 100,000円 第3子以降 300,000円		子育て支援金支給条例	保健福祉課
53	変更 結婚定住促進事業報償金(結婚お祝い金)	町内に住所を有し、現に定住し、今後も定住する者に支給する。 (町税の滞納がある場合は支給対象としない。)	40歳未満の婚姻 100,000円 40歳以上の婚姻 200,000円 結婚世話人 100,000円/1組		結婚定住促進事業要綱	保健福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
54	子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	町内に住所を有し、予防接種当日において、1歳に達する日から年度末年齢が18歳までの高校生相当の者に対し、町内医療機関で受けるインフルエンザ予防接種の費用の全額を助成する。 ・1歳以上13歳未満の場合 2回まで ・13歳以上18歳までの場合 1回まで	接種費用の全額		子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱	保健福祉課
55	変更 特定不妊治療費助成事業	町内に1年以上住所を有する夫婦(申請日において戸籍法第74条に規定する届出をした夫婦で町税を完納していること)が特定不妊治療に要した費用の一部を助成する。 助成金の交付を受ける者は福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成を受けていることとし助成金額は治療費相当額から、県助成事業に係る金額を減じた額とする。(町税の滞納がある場合は助成対象としない。)	助成限度額100,000円/回 1年度当たりの申請は3回を限度とする。	助成限度額を超過した額	特定不妊治療費助成事業実施要綱	保健福祉課
56	変更 早期療育支援金	発育期の適時に治療、訓練を受けるため通所または通院している心身障害児を養育する保護者に早期療育支援金を支給する。 支給は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期とする。	・越前市内で通所または通院する場合 500円/回 ・越前市以外に通所または通院する場合 1,000円/回		早期療育支援金支給要綱	保健福祉課
57	医療行為により免疫を失った場合の予防接種再接種費用補助金	骨髄移植や抗がん剤治療等の医療行為により接種済みの予防接種法に基づく定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で改めて予防接種を受ける者に対し、当該予防接種に要する費用を補助する。 ※接種済みの定期接種の記録が母子手帳等で確認できる等の要件あり。	再接種に要した経費の全額		医療行為により免疫を失った場合の予防接種再接種費用補助金交付要綱	保健福祉課
58	新規就農者融資主体型補助事業補助金	認定新規就農者の就農計画を早期に達成するために、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 (町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	対象事業費の3/5以内 (事業費上限10,000千円)	事業費の2/5以上	農林水産課所管農業振興関連補助金交付要綱	農林水産課
59	変更 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金	経営発展に取り組む担い手に対して、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 (町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	対象事業費の3/10以内 (事業費上限10,000千円)	事業費の7/10以上	農林水産課所管農業振興関連補助金交付要綱	農林水産課
60	変更 担い手確保・経営強化支援事業補助金	認定農業者等が経営コストの縮減や売上高の拡大を図るために、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 (町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	対象事業費の1/2以内 (事業費上限 個人30,000千円 法人60,000千円)	事業費の1/2以上	農林水産課所管農業振興関連補助金交付要綱	農林水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
61	中山間集落 農業支援事業	3戸以上で組織される営農集団や認定新規就農者、農業法人等が水田営農の維持を図るために必要となる機械等の整備に要する経費	対象事業費の 1/2以内	事業費の 1/2以上	農林水産課所管 農業振興関連補助 金交付要綱	農林 水産課
62	集落営農組 織化支援事 業補助金	集落が集落営農の組織化に取り組む際に必要となる意向調査や研修会等に要する経費に対して助成	10万円(定額)		農林水産課所管 農業振興関連補助 金交付要綱	農林 水産課
63	変更 中山間営農 継続支援事 業	小区画農地作業支援 南越前町地域農業サポートセンターを介して行う、1筆当たり20a未満の水田の機械による農作業受委託に対し、受託農家・委託農家に助成 ・同一圃場での作業回数上限は4回（稲以外は原則2回） ・全作業は水稻作業に限る。	受託農家 耕起・整地2,000円/10a 田植・播種1,000円/10a 収穫・脱穀2,000円/10a 畦畔草刈り1,500円/10a 全作業 11,000円/10a 委託農家 耕起・整地1,000円/10a 田植・播種1,000円/10a 収穫・脱穀1,000円/10a 畦畔草刈り 作業料金の1/3 全作業 5,000円/10a	対象経費から左記により算出した額を控除した額	中山間営農継続 支援事業補助金 交付要綱	農林 水産課
		草刈隊限界集落派遣支援 限界集落にある圃場の畦畔草刈り作業を依頼した者	草刈隊派遣事業における作業料金の1/2以内	対象経費から左記により算出した額を控除した額		
		省力化機械等整備 草刈りや防除作業の省力化に必要と認められる経費に対して助成	対象事業費の1/2以内	事業費の1/2以上		
64	山海里集落 支援事業補 助金	集落が管理する農業用排水路や集落内排水路などの基幹施設の改修事業や公園整備に対する支援。対象事業費は1件当たり50,000円以上（公園整備の遊具点検は、2,000円以上）で、1集落当たり2,000,000円限度（現年災害復旧を除く。）	基幹施設 7/10以内 特定受益施設 1/2以内 現年災害復旧 90/100以内	基幹施設 3/10以上 特定受益施設 1/2以上 現年災害復旧 10/100以上	山海里集落支援 事業補助金交付 要綱	農林 水産課
65	変更 今庄つるし柿 復活プロジェ クト事業補助 金	市場出荷販売を目的とする組織に所属しているものであり、南越前町地域農業サポートセンターを介し、柿の木の適正な管理を行う生産者に対して支援する。	柿の木の管理に係る資材購入経費 9/10以内	対象経費の1/10以上	今庄つるし柿復活プロジェクト事業補助金交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
66	変更 環境保全型 農業直接支 払交付金	有機栽培への取組み又は化学肥料・農薬を原則5割以上低減する取組みと冬期湛水等を合わせて実施した農業者の組織する団体	全国共通取組 カバークロープ6,000円 /10a 有機農業 水稻・麦・豆類12,000円 /10a そば3,000円/10a 地域特認取組 中干延期3,000円/10a 冬期湛水(有機質肥料+ 畦) 8,000円/10a 冬期湛水(有機質肥料) 7,000円/10a 冬期湛水(畦) 5,000円/10a 冬期湛水(湛水のみ) 4,000円/10a 等		環境保全型農業 直接支払交付金 交付要綱(農林 水産事務次官依 命通知)	農林 水産課
67	中山間地域 等直接支払 交付金	中山間地域等における耕作条件の悪い農地等の保全を図り、多面的機能を維持・増進するため、町との協定に基づき農業生産活動等を実施する集落	急傾斜 田(傾斜1/20以上、 1ha以上の団地) 21,000円以内/10a 畑(傾斜15度以上、 1ha以上の団地) 11,500円以内/10a 緩傾斜 田(傾斜1/100以上、 1ha以上の団地) 8,000円以内/10a 畑(傾斜8度以上、1ha 以上の団地) 3,500円以内/10a 超急傾斜加算 田(傾斜1/10以上、 1ha以上の団地) 6,000円/10a 畑(傾斜20度以上、 1ha以上の団地) 6,000円/10a		中山間地域等直 接支払交付金等 交付要綱(農林 水産事務次官依 命通知)	農林 水産課
68	中山間地域 農地保全事 業交付金	6年以上の利用権設定により耕作されている町が認めた条件の悪い農地の耕作者(借り手農家)に対し補助(町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	Aランク 0円 Bランク 2,000円以内 Cランク 7,000円以内 Dランク 10,000円以内 Eランク 15,000円以内 (反当たり単価)		中山間地域農地 保全事業交付金 交付要綱	農林 水産課
69	地場野菜等 出荷奨励事 業交付金	地場野菜などを販売目的で生産する者で構成される生産組織等(町税の滞納がある場合は補助対象としない。)	野菜等販売額の10%以 内		地場野菜等出荷 奨励事業交付金 交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
70	水田利活用促進対策事業交付金	米の生産調整と水田の利活用を目的に、定められた作物を販売目的で生産する販売農家及び集落営農等（町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	<ul style="list-style-type: none"> ・大麦 3,000円以内/10a ・大豆 3,000円以内/10a ・そば 10,000円以内/10a ・二毛作 5,000円以内/10a ・水田園芸 13,000円以内/10a ・花はす 26,000円以内/10a 		水田利活用促進対策事業交付金交付要綱	農林水産課
71	園芸産地総合支援事業	施設園芸、露地の果樹生産及び加工・業務用の露地園芸に取り組む営農集団及び認定農業者（町税に滞納がある場合は、補助対象としない。）	1/2以内 (限度額 13,000千円)	対象経費の1/2以上	園芸産地総合支援事業補助金交付要綱	農林水産課
72	新規 小さな農業チャレンジ応援事業	新たな作物の導入や加工品の開発等、農家が行う販売を目的とした新たなチャレンジに要する経費に対して助成する。 （①生産基盤、生産管理施設、流通加工施設の整備に対しての助成②本事業を実施するにあたり必要となる、講師謝礼や委託料、備品消耗品費等といった直接的な経費が助成対象。）	対象事業費の1/2以内 (限度額 2,000千円)	対象事業費の1/2以上	小さな農業チャレンジ応援事業要綱	農林水産課
73	特産品生産奨励事業交付金	地域特産品である「花はす、自然薯、つるし柿、そば、梅、水仙」を販売目的で生産する販売農家等（町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	花はす 5円以内/本 自然薯 180円以内/kg つるし柿 8円以内/個 そば 4,000円以内/俵 梅 23円以内/kg 水仙 5円以内/本		特産品生産奨励事業交付金交付要綱	農林水産課
74	変更 農業次世代人材投資資金	50歳未満の新規就農者に対して前年度の所得に応じて資金を交付（町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	150万円/年		農林水産課所管農業振興関連補助金交付要綱	農林水産課
75	新規 新規就農者支援事業補助金	50歳以上60歳未満の新規就農者に対して奨励金等を交付（町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	<ul style="list-style-type: none"> ①就農奨励金 非農家出身者 1年目180万円 2年目120万円 3年目60万円 兼業農家出身者 1年目180万円 1年目60万円 ②小農具等整備奨励金 非農家出身者 購入費の1/2以内 事業費50万円以内 ③住宅確保助成金 県外出身者 月額家賃の1/2以内 月額家賃53千円限度 	<ul style="list-style-type: none"> ②購入費の1/2以上 ③月額家賃の1/2以上 	農林水産課所管農業振興関連補助金交付要綱	農林水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
76	変更 機構集積協力金	福井県農地中間管理機構に10年以上農地を貸し付けて、利用権を設定する農地の所有者等	<p style="color: red;">地域集積協力金 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域</p> <p style="color: red;">(1)集積・集約タイプ 1.0～2.8万円/10a</p> <p style="color: red;">(2)集約化タイプ 0.5～1.0万円/10a</p> <p style="color: red;">経営転換協力金 機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者</p> <p style="color: red;">1.5万円/10a (上限額50万円/1戸)</p>		農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林水産課
77	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）	農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動を実施する組織	①農地維持支払農振農用地 田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a		多面的機能支払交付金交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林水産課
78	多面的機能支払交付金（資源向上支払交付金）	町との協定に基づき、水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための質的向上を図る共同活動等を実施する組織	<p>②資源向上支払農振農用地 新規地区 田 2,400円/10a 畑 1,440円/10a 継続地区(5年以上) 田 1,800円/10a 畑 1,080円/10a</p> <p>③長寿命化 田 4,400円/10a 畑 2,000円/10a</p> <p>※ただし、新規地区であっても③を取り組む場合②は0.75となる。</p>		多面的機能支払交付金交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
79	変更 侵入防止柵 設置事業(集 落)	<p>各種柵の資材費(新設・更新)について集落に対し補助(設置費は含まない。) ※恒久柵は補修のみ対象</p> <p>(要件) ・集落全体の同意(集落要望)に基づき、集落単位で柵の購入及び設置を行う場合に限る ・柵及び周辺(草刈り等)の適切な管理を継続的に行い、各種柵の耐用年数の期間、財産処分することなく(必要に応じ修繕し)、使用を継続すること。 ・獣 ※耐用年数…電気柵5年、ワイヤーメッシュ柵14年、ネット柵10年、(恒久柵14年) ※単年における採択事業費は、2,000千円/1集落を上限とする。</p>	<p>《イノシシ対策》 資材費(又は補助上限基準額)の8/10以内</p> <p>【m当たり補助上限基準額】 ・電気柵 124円/段 ・ワイヤーメッシュ柵(高さ120cm以下) 960円/m ・恒久柵(補修) 4,000円/m</p>	2/10	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課 (鳥獣害対策協議会)
		<p>実購入額単価(資材費)が補助上限単価を超えた場合、補助上限単価を加算</p>	<p>補助上限単価の2/10以内</p>			
		<p>シカ対策用侵入防止柵の設置(新設・更新)に係る経費について集落に対し補助</p> <p>(特別要件) ・シカ対策(H=2.0m又はH=1.0m以上を2段組み)に係る支柱強化をしたワイヤーメッシュ柵設置(恒久柵)を整備する事業を対象とする。 ・ワイヤーメッシュ柵設置に係る受益戸数が3戸以上であること。 ・設置場所の地権者から同意を得られていること。</p>	<p>補助基準額の5/10以内</p> <p>【補助基準額】 当該年度普通作業員県単価×0.063(補助基準人工数)×施工延長</p>	対象経費の5/10以上		
		<p>シカ対策用侵入防止柵の資材(新設)を集落に対し無償提供</p> <p>(特別要件) ・シカ対策の柵(町が定める仕様に基づく柵)を整備する事業を対象とする。 ・ワイヤーメッシュ柵設置に係る受益戸数が3戸以上であること。 ・設置場所の地権者から同意を得られていること。 ・国県補助金交付要綱に準じた事業であること。</p>	<p>10/10(資材を支給)</p>			

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
80	侵入防止柵 設置事業(個人)	鳥獣害対策協議会が指定する柵の設置 に対する助成(個人) ・モンキーショック ：サル対策用の電気式ネット柵 ・エレキネット ：多種の獣対策用の電気式ネット柵 ・ワイヤーメッシュ柵(メッキ加工有・無) ：イノシシ対策用	【資材費】 40m分を上限とし、費用 の70%以内の金額を助 成 【設置費】 40m分を上限とし、費用 の50%以内の金額を助 成 ※資材費、設置費共に 協議会が定めた予算の 範囲内とする。	資材費30% 設置費50%	鳥獣害対策協議 会補助金等交付 要綱	農林 水産課 (鳥獣 害対策 協議会)
		鳥獣害対策協議会が指定する柵の設置 に対する助成(個人) ・AFネット:シカ対策用の電気なしネット柵	【資材費】 200m分を上限とし、費 用の70%以内の金額を 助成 【設置費】 200m分を上限とし、費 用の50%以内の金額を 助成 ※資材費、設置費共に 協議会が定めた予算の 範囲内とする。			
81	有害獣捕獲 奨励事業	集落が実施する捕獲檻の見回り、給餌、 捕獲時の通報等の作業に対し報償費とし て交付 ・集落における農作物被害の発生が明ら かであること。 ・集落が一体となって侵入を防ぐための 施設の維持管理に取り組んでいること。 ・集落で捕獲檻の見回りを毎朝1回以上 必ず実施できる体制が整っていること。	イノシシ 5,000円/頭 ニホンジカ 5,000円/頭 ニホンサル 10,000円/頭 ハクビシン等中獣類 2,000円/頭			農林 水産課
82	有害獣死骸 処理事業	集落が捕獲した野生獣の死骸処理作業 に要した費用の一部を報償費として交付 ・集落における農作物被害の発生が明ら かであること。 ・集落が一体となって侵入を防ぐための 施設の維持管理に取り組んでいること。 ・集落で捕獲檻の見回りを毎朝1回以上 必ず実施できる体制が整っていること。	イノシシ 8,000円/頭 ニホンジカ 8,000円/頭 ハクビシン等中獣類 2,000円/頭			農林 水産課
83	有害捕獲隊 員育成事業	狩猟免許の新規取得及び更新の費用の 一部を助成 取得費用の内訳 講習会参加費9,000円 更新費用の内訳 講習会参加費7,000円	各講習会参加費の2/3 以内	取得・更新費 用 1/3	鳥獣害対策協議 会補助金等交付 要綱	農林 水産課 (鳥獣 害対策 協議会)
		狩猟免許の新規取得の一部を助成 取得申請手数料5,200円 (特別要件) 県猟友会南越前支部に入会した場合の み	1種類毎に手数料の全 額			
84	森林整備地 域活動支援 事業交付金	・森林境界の明確化 森林境界の測量が行われていない森林 での境界立ち合いやGPS測量等に対す る助成 (要件:集落協定締結)	45,000円/ha		森林整備地域活 動支援事業交付 金要綱	農林 水産課
85	森林境界明 確化推進事 業交付金	一定のまとまった区域において、森林組 合が行う森林境界を明確化する活動に 対する助成	45,000円/ha		森林境界明確化 推進事業交付金 交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
86	集落森林境界明確化促進交付金	境界明確化事業推進組織を編成し、森林境界の明確化を集落単位で実施する組織に対する助成	5,000円/ha 30,000円/組織		集落森林境界明確化促進交付金交付要綱	農林水産課
87	造林事業補助金	民有林の造林事業の除間伐、枝打ち、作業道・作業路開設 森林環境保全直接支援事業の嵩上	除間伐15% 枝打ち8.5% 作業道・作業路8.5% (国、県より85%の直接補助あり)	除間伐0% 枝打ち6.5% 作業道・作業路6.5%	造林事業補助金交付要綱	農林水産課
88	地域森林育成支援事業補助金(県単)	民有林で0.1ha以上の除間伐・枝打ちの国庫補助で対応できない小規模な森林	6/10	4/10	地域森林育成支援事業補助金交付要綱	農林水産課
89	漁業施設改修事業補助金	沿岸漁業漁村振興構造改善事業で整備を行った施設の改修に対する経費	1.5/10	8.5/10	漁業施設改修事業補助金交付要綱	農林水産課
90	浜の活力再生交付金事業補助金	「浜の活力再生プラン」を実行する団体(漁業協同組合、県市町からなる再生委員会)	①浜の活力再生プラン推進事業 国 5/10 町 1.5/10 ②水産業強化支援事業 国 5/10 県 2/10 町 1.5/10 ①、②ともに町負担額上限 5,000千円/1事業当たり	①3.5/10 ②1.5/10	浜の活力再生交付金事業補助金交付要綱	農林水産課
91	地場水産品等出荷奨励事業交付金	町内産水産品及び水産加工品等を直売所や学校給食センターに出荷する生産組合	販売額の10%以内		地場水産品等出荷奨励事業交付金交付要綱	農林水産課
92	若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金	・町分譲地に住宅を新築した者で、補助金申請時に満40歳未満の者 ※令和5年3月31日までに認定通知書を交付された者 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	・40歳未満の申請者 町分譲地売買価格の1/5 ・30歳未満の申請者 町分譲地売買価格の2/5	対象経費から左記により算出した額を控除した額	若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付要綱	建設整備課
93	定住に向けた住宅新築促進事業補助金	【新築住宅を取得した場合】 ・町内に新築住宅を建設し、居住する方。 ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 ※令和5年3月31日までに認定通知書を交付された者 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	対象経費の1/10 限度額 500,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	定住に向けた住宅新築促進事業補助金交付要綱	建設整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
94	住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に新築住宅を建設し、居住する方 ・町の住宅関係補助制度に採択(新築住宅)されていること ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 ※令和5年3月31日までに認定通知書を交付された者 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。) 	定額 300,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業補助金交付要綱	建設整備課
95	多世帯近居住宅支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに直系親族と近居する者(ただし、直系卑属の単独世帯は除く。) ・近居するために、一戸建て住宅を建設又は購入する者 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。) 	対象経費の10/10 限度額 500,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	多世帯近居住宅支援事業補助金交付要綱	建設整備課
96	多世帯同居リフォーム支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・間取りの変更工事・バリアフリー改修工事・設備の改修工事等を町内に主たる営業所を有する建設業者が行う工事 ・既存住宅をリフォームし、新たに多世帯同居をする者又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者 ・同居者のいずれかの住民票異動日が補助申請日から遡って6ヶ月以内であること (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。) 	対象経費の1/2 限度額 900,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱	建設整備課
97	空き家住まい支援事業補助金	<p>[対象事業] 空き家情報バンクに登録されている町内の一戸建て住宅の購入又はリフォーム</p> <p>[対象者]</p> <p>(1)空き家購入への補助 空き家を購入する移住者、子育て世帯及び新婚世帯</p> <p>(2)空き家リフォームへの補助 ①空き家を購入する移住者、子育て世帯及び新婚世帯 ②空き家を賃借する移住者、子育て世帯及び新婚世帯又は空き家を賃借する空き家所有者</p> <p>(市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)</p>	<p>【購入】 対象経費の1/3 限度額 600,000円</p> <p>【リフォーム】 対象経費の1/3 限度額 600,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の2/3 ・助成限度額を超過した額 	空き家住まい支援事業補助金交付要綱	建設整備課
98	空家家財処分支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に空家等を所有又は管理し、且つ町の空き家情報等に登録したもの ・空家内部の放置された仏壇、仏具、家具、等の処理費 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。) 	対象経費の1/2 限度額 50,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	空家家財処分支援事業補助金交付要綱	建設整備課
99	空き家適正管理促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に空家等を所有又は管理するもの ・空き家の外観調査、内部換気、敷地の草刈等 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。) 	対象経費の1/2 限度額 30,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	空き家適正管理促進事業補助金交付要綱	建設整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
100	木造住宅耐震診断等促進事業	・昭和56年6月以前に着工された在来工法又は枠組壁工法による一戸建て住宅の診断士の派遣に要する費用(耐震診断、補強プラン) (町税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	対象経費の9/10 補助限度額90,000円	1/10	木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱	建設整備課
101	木造住宅耐震改修促進事業補助金	・町の耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の木造住宅の耐震改修に要する費用(市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	【全体改修】 限度額80万円 (工事費の23%以内) 【部分改修】 最大限度額30万円 (工事費の23%以内)		木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱	建設整備課
102	吹付けアスベスト調査事業補助金	・町内に所在する民間建築物の吹き付けアスベスト調査費用 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	調査費用から消費税を差し引いた全額 (限度額 1棟当たり 250,000円)		吹付けアスベスト調査事業補助金交付要綱	建設整備課
103	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」内の危険住宅について、居住者自身の自助努力による住宅除去費用の補助	1/2 補助限度額 ・ 町内→町内1,000千円 ・ 町内→町外780千円	1/2	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	建設整備課
104	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金	・ 県管理の河川区域内にて、地域住民の団体が行う草刈りや環境美化活動に対し、自発的な河川維持管理に必要な経費の補助（食糧費を除く。） ・ 年2回実施	事業面積1㎡当たり5.3円を乗じた金額の2/3を上限	1/3	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付要綱	建設整備課
105	河川等美化地域活動補助金	町管理の河川区域内にて、地域住民の団体が行う草刈りや環境美化活動に対し、自発的な河川維持管理に必要な経費の補助（食糧費を除く。）	事業面積1㎡当たり5.3円を乗じた金額の2/3を上限	1/3	河川等美化地域活動事業補助金交付要綱	建設整備課
106	新規 除排雪機械整備事業補助金	南越前町と町道除排雪業務を締結し、南越前町道路除雪基本計画で定める除排雪業務を行う事業者に対し、機械等整備にかかる経費を助成する。 ①補助事業完了年度から7年間は補助対象除排雪機械にて町道の除排雪を行うこと。 ②国税及び町税を完納していること。 ③対象機械は、ホイールローダ(トラクタショベル)、ドーザ、グレーダの購入費(付加仕様を含む)の購入費とし、新車及び中古車、またはリース車両(リース車両の場合は7年間の長期貸借契約を締結していること)にかかる経費。	補助率1/3 (限度額300万円/台)		除排雪機械整備事業補助金交付要綱	建設整備課
107	変更 道路ボランティアサポート補助金	国及び町と協定を締結した団体で、町内の道路路面・植樹帯等の維持管理に要する費用の一部を補助	1団体80,000円/年を上限		道路ボランティアサポート事業補助金交付要綱	建設整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
108	浄化槽設置整備事業補助金	・特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助 (市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。)	限度額 5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 (※50人槽まで補助制度あり)		浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	建設整備課
109	資源回収奨励事業補助金	町内の地域住民で組織する団体が実施する、町内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付する。(新聞紙、雑誌、段ボール類)	団体…5円/kg 業者…2円/kg		資源回収奨励金交付要綱	建設整備課
110	ゴミステーション整備事業補助金	新規、更新又は修繕 受益世帯数 概ね10世帯以上 対象事業費 50,000円～500,000円	対象経費の7/10 補助限度額350,000円	3/10	ゴミステーション整備事業実施要綱	建設整備課
111	スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場補助金	全国及び地方ブロックへの大会出場経費対象者 ・町内の小中学校に在籍し、スポーツ少年団または中学校部活動に籍を有する選手及び監督(ただし、他市町の競技団体から出場する場合は除く。) ・町内の小中学校に籍を有し、県等に選抜された選手及び監督 ・対象人数については大会要項等に定められた選手及び監督の数	・全国大会等 運賃・宿泊費のうち、他団体が負担する額の残額とする。ただし、宿泊費の実質上限は10,000円/人とする。 また、個人競技の場合は、出場選手・監督のほかに選手1名分を認める。 ・海外大会等 運賃・宿泊費のうち、他団体が負担する額の残額の1/2相当額とする。 また、個人競技の場合は、出場選手・監督のほかに選手1名分を認める。		スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場補助金交付要綱	教育委員会
112	南越前町スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場激励金	南越前町のスポーツ及び文化芸術活動の振興を図るため、各種スポーツ競技及び文化芸術活動の全国大会等に出場する個人又は団体に対し、激励金を交付する。	【国民体育大会】 5,000円/人 【全国大会等】 ・北信越大会等 3,000円/人 ただし、中学生以下が出場する場合に限る。 ・全国大会等 5,000円/人 ・団体競技の場合には、「北信越大会等」は60,000円、「全国大会等」は100,000円をそれぞれ上限とする。 【国際大会】 30,000円/人 ただし、団体競技の場合には、100,000円を上限とする。		スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場激励金交付要綱	教育委員会
113	特別支援教育就学奨励費補助金	学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費 対象者 ・特別支援学級在級者等	左記対象経費の1/2 (一部上限あり)		特別支援教育就学奨励費支給要綱	教育委員会

南越前町の助成制度等一覧（令和2年4月1日現在）

（赤字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
114	要保護児童 生徒就学援 助費補助金	修学旅行費 対象者 ・生活保護法の規定による保護を受けて いる世帯	左記対象経費の10/10		要保護及び準要 保護児童生徒就 学援助要綱	教育 委員会
115	準要保護児 童生徒就学 援助費補助 金	学用品費、通学用品費、学校給食費、 校外活動費、修学旅行費、新入学学用 品費 対象者 ・町県民税の所得割・均等割が非課税世 帯 ・児童扶養手当を受けている世帯	左記対象経費の10/10 (一部上限あり)		要保護及び準要 保護児童生徒就 学援助要綱	教育 委員会
116	指定文化財 保存費補助 金	指定文化財の保存整備及び補修費	1/2 事業費限度額 200万円	1/2	指定文化財保存 費補助金交付要 綱	教育 委員会
117 変更	ウォーターラ ンド南条入館 料助成事業	町内の保育所(園)、認定こども園及び小・ 中学校に通う子どもが利用する場合に入 館料を助成する。	土・日曜日、祝日、春休 み、冬休みは1/2補助 (入館料250円に対し 125円補助) 夏休みは無料		ウォーターランド 南条入館料助成 事業実施要綱	教育 委員会
118	福井の伝統 的民家普及 促進事業補 助金	伝統的民家群保存活用推進地区におけ る伝統的民家の改修や地域づくり活動に 対する経費を助成する。 ①ふくい伝統的民家の新築等工事 ②ふくい伝統的民家の改修工事 ③地域づくり活動を行う団体等の活動費 ④地域づくり活動を行う団体が地域活性 化に資する目的で行う空き家の改修工事 (①②については町税等を滞納している 場合は補助しない。)	①補助率1/2 (限度額160万円) ②補助率1/2 (限度額300万円) ③限度額20万円 ④補助率4/5 (限度額600万円)		福井の伝統的民 家補助金交付要 綱	教育 委員会
119	高等学校等 就学支援金	基準日において、町内に住所を有する者 で、かつ、地区から最も近い駅までの距 離が5km以上の地区に居住する高等学 校等に就学する対象児童を持つ保護者 等(町税の滞納がある場合は支給対象と しない。)	居住する地区から最も 近い駅までの距離に応 じ、対象児童1人につき 以下のとおり支給する。 5km以上8km未満 年額 8,000円 8km以上11km未満 年額 12,000円 11km以上14km未満 年額 16,000円 14km以上17km未満 年額 20,000円 17km以上 年額 24,000円		高等学校等就学 支援金支給に関 する要綱	教育 委員会
120 新規	南越前町通 学路ブロック 塀等除却事 業補助金	通学路上にあるブロック塀等で倒壊のお それのある物の撤去及び県産材を利用 した再設置に係る経費を補助する。 ①ブロック塀の高さが2.2メートルを超える もの ②ブロック塀の高さが1.2メートルを超 えるものであって、控え壁が3.4メートル以 内の間隔で設置されていないもの ③町長が別に定める診断の方法により 算出されるブロック塀等の安全性に係る 判定値が一定基準未満のもの (町税の滞納がある場合は支給対象とし ない。)	①、②のいずれか少な い方の額(1,000円未満 切捨)上限20万円(県産 材を利用した再設置を 行う場合は60万円) ①ブロック塀等の工事 に要する経費×2/3 ②ブロック塀等の延長 ×8万円×2/3	対象経費の 1/3	通学路ブロック塀 等除却事業補助 金交付要綱	教育 委員会